

平成 28 年 2 月 23 日
館 長 裁 定

北海道大学附属図書館公式キャラクター取扱要項

(趣旨)

第 1 条 北海道大学附属図書館（以下「本学図書館」という。）の公式キャラクターについては、この要項に定めるとおりとする。

(著作権)

第 2 条 公式キャラクターの著作権は、本学図書館に帰属するものとする。

(使用)

第 3 条 公式キャラクターを使用しようとするものは、別に定める「北海道大学附属図書館公式キャラクター ほのか・うらら使用の手引き」を遵守した上で使用することができる。

(使用の制限)

第 4 条 本学図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合に、使用者に対し使用の停止等の措置を請求することができる。

- (1) 本学及び本学図書館の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反する恐れのある場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある場合
- (4) 営利目的のために使用する場合
- (5) 公式キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (6) 公式キャラクターの著しい変形が認められる場合
- (7) 公式キャラクターの利用が使用の手引きに反していると認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本学図書館が公式キャラクターの使用について不相当と認めた場合

(使用料)

第 5 条 公式キャラクターの使用料は、原則無料とする。

(事務)

第 6 条 公式キャラクターに関する事務は、附属図書館広報部会が処理する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年 11 月 1 日から施行する。